

番号	掲載日	項目内容	Q	A
1	10月28日	登録 研修	日本薬剤師会からは、引き続き調剤したい者は旧通知廃止日(令和7年10月31日)までに改めて申告するよう連絡を受けているが、これに関して、 ①申告しなかった場合、調剤リストから削除されるのか。 ②申告せず(忘れていた等)、旧通知廃止後に引き続き調剤で申告したい場合は、新しいeラーニングを受ける必要があるか。 ③Formsの項目2(申請の種類)は「新規登録」で良いのか。	①ご理解のとおりです。 ②新しいeラーニングを受ける必要はなく、申告の際は「公表通知に掲載済み」と備考に記載してください。 ③ご理解のとおりです。
2	10月28日	登録	ちゃんとFormsの登録ができているか不明だが、登録内容等を確認する方法はないか。	公表後、ご自身の掲載内容について確認をお願いします。 なお、リストは「調剤」と「販売」の2つに分かれますが、「販売」リストについては、要指導医薬品たる緊急避妊薬の流通が開始される少し前に公表することを予定しています。
3	10月28日	研修	従来のオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修を修了することでオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤が可能となり、今回の公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を修了することで調剤および販売が可能となると理解しているが、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤及び販売に関する研修を修了していない薬剤師が、「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を修了した場合、「販売のみ」が可能となる理解で良いのか？もしくは、「調剤」および「販売」が可能となるのか？	「調剤」及び「販売」が可能です。 (e-ラーニングの最後の項目に「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について」が設けられています)
4	10月28日	登録	既に「調剤」でForms上で一度登録しているが、今後、「販売・調剤」を予定している。 ①この場合、2度目以降の登録は「新規登録」、「登録内容変更」のどちらにすれば良いか。 ②また産婦人科医等との連携はまだでも先に登録して良いか。	①「登録内容変更」でお願いします。 ②販売の要件である連携構築後に、改めて申告をお願いします。
5	10月28日	登録	e-ラーニング研修修了番号の入手に時間がかかり、Formsの登録ができないができないが、どうすれば良いか。	番号が届くまでお待ちください。 なお、既に「調剤可能公薬局リスト」に記載されている方については、研修修了番号がなくとも登録可能です。 (研修修了番号は「販売」の登録のために必要ですが、実際に要指導医薬品たる緊急避妊薬が流通開始する少し前まで「販売リスト」は公表しませんので、急いで現時点で登録頂く必要はありません)
6	10月28日	登録	Formsの申告サイトはR7/11/1以降は無くなってしまうのか。	申告サイトは今後も使用するものであり、R7/11/1以降も使用可能です。
7	10月28日	登録	「要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売が可能な薬局・店舗販売業の店舗及び薬剤師の一覧」についての「緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請」はいつまでが期限なのか。	期限はなく、いつでも可能です。 ただし、既に「調剤」を行っている薬剤師の方におかれましては、R7/11/1以降の調剤に関し、No.1に留意をお願いします。
8	11月7日	登録	同一の薬剤師が複数の薬局等に勤務している場合、複数の薬局等を勤務地として申告することは可能か。 可能な場合、その全ての薬局等を申告する必要はあるか。	掲載した薬局等において、対応できる薬剤師の不在日がある場合には、利用者に不便なく調剤・販売する観点から、原則として、主たる勤務薬局等の1薬局(店舗)を申告することが望ましいと考えます。 複数の薬局等を申告する場合には、事前に薬局等への電話連絡を必須とするなど、薬剤師不在により利用者へ不便がないよう十分に配慮してください。 複数の薬局等において販売しようとする場合には、販売しようとする全ての薬局等の申告が必要です。 なお、Forms上、複数の勤務地を登録することはできないため、勤務する薬局等についてそれぞれ申告を行ってください。(つまり、個人Aが薬局B・C・Dに勤務してそれぞれの薬局において販売しようとする場合、3回の申告が必要です。)
9	11月7日	登録	同一の薬剤師が複数の薬局等に勤務しており、例えば、薬局Aでは「調剤」を、薬局Bでは「販売」を行う場合、どのように申告すれば良いか。	薬剤師Xから、調剤・販売を行おうとするそれぞれの薬局ごとに、申告してください。

番号	掲載日	項目内容	Q	A
10	11月7日	研修	R7/9/18厚労省通知の発出時点で「調剤」リストに名前が載っていない場合、今後、「調剤」のみ対応の場合も新しいe-ラーニングの受講が必要か。	ご理解のとおりです。 R7/9/18厚労省通知により「引き続き調剤」として申告できるのはその時点でリストに掲載されている薬剤師のみです。
11	11月7日	登録	この申告フォームは、「調剤」と「販売」で一括して登録する必要があるか。具体的には、時間外対応について、「調剤」は可、「販売」は不可、を予定している場合、どのように登録したら良いか。	申告内容を「調剤」「販売」で分けたい場合には、「調剤+販売」ではなく、「調剤」「販売」それぞれで申告をお願いします。
12	11月7日	運用	要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売できるのであれば、医療用医薬品である緊急避妊薬の調剤をやめ、OTC販売のみにすることは可能か。また、厚労省の「調剤」リストに載っていない薬局は緊急避妊薬の処方箋を応需してはいけないのか。	・処方箋を持っているか否かに限らず、薬剤師の判断により要指導医薬品の緊急避妊薬を販売することは可能です。ただし、一般的に、処方箋を所持して調剤を求めてきた患者に対し、当該処方箋に記載された医薬品の代替となりうるOTC医薬品を販売することで調剤を行わないことは、薬剤師法第21条における調剤拒否の「正当な理由」には該当しません。 ・「調剤」リストは、あくまで「オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧」であり、対面診療に基づく処方箋応需であれば、どの薬局でも可能です。
13	11月7日	登録	この度、緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニングの受講を修了し、薬剤師一覧への登録を申請したいと考えているが、従事する予定の薬局が例えば来年1月以降から営業開始の場合、いつ、申告をすれば良いか。	営業開始後に申告してください。